

長野県知事
阿部守一様

下諏訪町議会議長 林 元夫

種子の生産、供給に関する県の条例制定を求める意見書

主要農産物種子法は、都道府県が中心となってコメなどの種子を開発、管理する事を義務付け、結果的に民間の種子開発を規制する事で、種子を公共物として安定的に維持するために大きな役割を果たしてきました。

しかし、民間参入の妨げになるとして、平成30年4月に同法は廃止されました。

民間の参入が進むことにより、種子の国外流出や多国籍バイオメーカーなどによる種子の独占が今後起こらないという確証はなく、私たちが生きるために欠かせない食糧の安全保障が脅かされる事態も想定されます。

長野県では平成30年度については予算措置が取られていますが、将来的に継続される保証はありません。

よって、県がこれまで通り、種子の生産、普及に関して適切な役割を果たすことを明確にするために、下記の事項について強く要望します。

記

1. 種子の生産、供給に関する条例を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。